

## 時津町都市計画税条例（昭和46年条例第18号）の一部改正

改 正 案	現 行
<p>附 則            （<u>法附則第15条第13項</u>の条例で定める割合）</p> <p>2 <u>法附則第15条第13項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第13項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第31項</u>の条例で定める割合）</p> <p>3 <u>法附則第15条第31項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第35項</u>の条例で定める割合）</p> <p>4 <u>法附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第36項</u>の条例で定める割合）</p> <p>5 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第40項</u>の条例で定める割合）</p> <p>6 <u>法附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（<u>法附則第15条の11第1項</u>の条例で定める割合）</p> <p><u>7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u></p> <p>（<u>改修特別特定建築物</u>に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p><u>8 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する</u>旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個</p>	<p>附 則            （<u>法附則第15条第14項</u>の条例で定める割合）</p> <p>2 <u>法附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合）</p> <p>3 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第36項</u>の条例で定める割合）</p> <p>4 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合）</p> <p>5 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第41項</u>の条例で定める割合）</p> <p>6 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（<u>改修実演芸術公演施設</u>に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p><u>7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である</u>旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は</p>

改正案	現行
<p><u>人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）</u>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4)～(6) 略 （宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11 附則第9項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第9項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>12</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第9項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p><u>13</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに</p>	<p>法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4)～(6) 略 （宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10 附則第8項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>11</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p><u>12</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに</p>

改正案	現 行
<p>係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<b>附則第9項</b>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p><b>14</b> 略 （市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）</p> <p><b>15</b> 略</p> <p><b>16</b> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<b>附則第14項</b>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p><b>17</b> <b>附則第9項及び第11項</b>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<b>附則第9項及び第12項</b>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<b>附則第10項、第12項及び第13項</b>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<b>附則第12項から第14項まで</b>の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<b>附則第14項</b>の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<b>附則第15項</b>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p> <p><b>18</b> 法附則第15条第1項、<b>第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項</b>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<b>附則第8項</b>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p><b>13</b> 略 （市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）</p> <p><b>14</b> 略</p> <p><b>15</b> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<b>附則第13項</b>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p><b>16</b> <b>附則第8項及び第10項</b>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<b>附則第8項及び第11項</b>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<b>附則第9項、第11項及び第12項</b>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<b>附則第11項及び第13項まで</b>の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<b>附則第13項</b>の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<b>附則第14項</b>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p> <p><b>17</b> 法附則第15条第1項、<b>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</b>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>